

保護者 様

熊本市立白川小学校長 松島 和寿

## 熊本市教育委員会からの通知について（お知らせ）

向春の候、いかがお過ごしでしょうか。

さて、先日メールで一部お伝えしました2月23日付「熊本市内における新型コロナウイルス感染者の発生に伴う対応について（通知）」の通知の全文をお知らせします。内容につきましては、感染拡大防止の観点から学校（園）における児童生徒等への対応についての方針です。これに則り、本校での今年度の教育活動を見直してまいります。検討した内容については近日中にお知らせしますのでよろしくお願いいたします。

## 熊本市内における新型コロナウイルス感染者の発生に伴う対応について（通知）

熊本市教育長 遠藤 洋路

1. 学校保健安全法第19条による出席停止の措置とするもの

- ①児童生徒等に風邪の症状や37.5度以上の発熱がある場合。
- ②児童生徒等に強い倦怠感や息苦しさ（呼吸困難）がある場合。
- ③上記以外にあって、児童生徒等の症状が軽度であっても、保護者が出席させることに不安を感じた場合。

2. 学校保健安全法第20条による臨時休校（14日間）の措置とするもの

- ①児童生徒等に新型コロナウイルス感染症の陽性が確認された場合。
- ②保護者等（同居者に限る）に新型コロナウイルス感染症の陽性が確認された場合。
- ③教職員（同居者を含む）に新型コロナウイルス感染症の陽性が確認された場合。
- ④児童育成クラブ支援員（同居者を含む）に、新型コロナウイルス感染症の陽性が確認された場合。
- ⑤上記により臨時休校措置とした場合、同校の児童育成クラブも閉鎖措置とする。

## 3. 学校（園）が主催する行事については当面（今年度内）の間、下記のとおりとする。

- ①全校で体育館に集まるような活動は極力避けるようにし、修了式や教職員退任式を実施する場合は校内放送での実施等に努めること。
- ②卒業証書又は修了証書授与式は、教職員、卒業（園）生、保護者（同居者）のみで行うこととし、在校（園）生や来賓等の参加は認めない。この場合の授与の形式等は学校（園）長の判断とする。
- ③校舎、体育館等の落成式は行わない。
- ④上記以外の場合でも、地域の方々に対しては学校行事への案内を控えるとともに、不要、不急の来校の自粛を求めること。また、教職員や児童生徒等は外部の不特定多数との接触を極力避けるよう努めること。

## 4. その他

- ①上記1により、出席停止措置とした場合は、保護者に対して熊本市保健所「帰国者・接触者相談センター」への相談を行うよう案内を促す。所属の各教職員等についても、同様の症状がみられる場合は出勤を控えさせ、同センターへ相談を行うよう指導すること。
- ②上記1により、出席停止措置とした児童については、児童育成クラブの利用もできないこととする。
- ③上記1により、出席停止措置とした場合は、指導要録上の「欠席日数」にはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録すること。
- ④この通知をもととした、保護者への周知を簡潔かつ速やかに実施すること。

## ※【24時間】熊本市新型コロナウイルス感染症の相談電話

1. 専用電話番号 ☎096-372-0705、☎096-364-3222
2. 開設日 令和2年1月30日（木）～
3. 開設時間 平日：午前00時00分～午後24時00分（24時間対応）  
土日祝：午前00時00分～午後24時00分（24時間対応）
4. 対応内容
  - ・新型コロナウイルス感染症に関する相談
  - ・新型コロナウイルス感染症の疑い患者を診察する医療機関（帰国者・接触者相談外来）の受診調整
5. その他 熊本市感染症対策課（096-364-3189）でもご相談いただけます。

白川小学校の学校HPにもアップいたします。